

ネットとうほく 2020 (検) 第4号-7
2023年 (令和5年) 3月27日

〒104-6222

東京都中央区晴海一丁目8番12号

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 22階

株式会社オーネット

代表取締役 森谷 学 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和 弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書 (3)

当団体からの照会へのこれまでのご回答を踏まえ、下記のとおり申入れいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、2022年7月21日付照会書別紙「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社が使用するプレミアムプラン・カスタムプラン・イープラン・オンラインエントリーEプランの契約条項各第18条1項について、入会金を清算金として控除すると定める部分を削除し、特定商取引法49条2項1号に反しないように修正することを求めます。

第2 申入れの理由

1 入会金を控除すると定める部分の削除について

貴社の契約においては、中途解約における返金額から「入会金」を当然に控除

するとの規定になっています（契約条項第18条（入会契約終了後の料金の請求又は返還）（2）③）。

しかし、「入会金」を返金額から控除とする規定は、特商法49条2項に明らかに違反し、同条7項により無効となります。

すなわち、「入会金」は中途解約時に受領することのできる費用や額を定める特商法49条2項に列挙されていないことから、「入会金を返金しない」、「入会金を清算金として控除する」等と定めること自体が同条違反となります。そのように定められた実質的理由として、入会金等の名目であれば清算の必要がないとなれば、入会金等を高額化するなどの操作が行われる恐れがあるからとされています。消費者庁の解説（平成28年版）においても、「例えば、『入学金（入会金）は返還しない』等、本条で請求することが認められる以外のものについて返還しない旨の特約は無効となる」（360頁）と明記されています。

2 49条2項1号に違反しないよう条項の修正を求めることについて

貴社の規定が、単に入会金を没収するものではなく、入会金として受領した金額（3万3000円）を初期費用として清算する趣旨の規定であるという場合でも、以下の理由により、貴社の条項は、特商法49条2項に違反するものと判断されます。

入会金として受領した金額を返金しないことが全く認められないわけではありません（通達で、役務提供の開始時に発生するもの（いわゆる初期費用）についても「提供された役務の対価」といえる合理的な範囲で認められるとされている）が、それが認められるのは、充当される費用の内容・明細が明示されること、その金額が提供された役務の対価（役務提供開始時に発生するもの）といえる合理的な範囲であることが必要となります。消費者庁の特定商取引法ガイド特定継続的役務提供Q&A15においても、「役務提供開始後の中途解約の場合、初期費用を清算時に請求するためには、その費用の具体的な内容を事前に明らかにし、中途解約の場合には請求することを明示しておく必要があります。具体的には、契約締結時に交付する書面の『清算に関する事項』に、初期費用の具体的な内容を記載し、かつ、中途解約の場合には請求することができる旨明示することとなります。」とされています。

貴社は、「入会金は、入会契約手続、会員登録事務の他、実際には交際相手を効果的に探すための各種の情報提供や相談助言等の役務の対価を含んでおり・・・少なくとも3万円を下回ることはない」ので、これを既に提供された役務の対価に相当する額として顧客に請求することが許されていないとは解されない（2021年9月21日付回答書）等と主張されていますが、上記のとおり、入会金として受領した金額の控除が許されるのは、費用の内容から合理的範囲内であると判断された場合であり、「3万円を下回ることはない」という主張だけで控除が許される費用と認められるわけではありません。

役務提供の開始時に発生する初期費用としては、交付書面の作成、会員証の発行費、印紙税費、会員入力費や、契約締結のために要する入会諸手続、レベルチェック又はクラス分けテストに要する費用がこれに当たるとされていますが、認められる内容金額は個別ケースによって異なるのであり、入会金として受領した金額を控除対象とするためには、費用の内容・金額が示される必要があると考えます（なお、貴社の上記ご説明の「交際相手を効果的に探すための各種の情報提供や相談助言等の役務」は、役務提供開始時に発生する初期費用なのか、契約期間全体において提供される狭義の役務ではないのか等の疑問もあります）。契約の締結及び履行のために通常要する額として政令（16条）で定められている額（役務提供前の中途解約における解約料上限）3万円は、初期費用の上限の目安となるとされていますが、そのことを理由に費用の内容・明細を明らかにしなくても3万円の控除が許されるわけでもありません。

申入れ対象となっている貴社の中途解約清算規定において入会金相当額が充当される費用の内容・明細は示されておらず、当団体の照会に対するご回答も「内容・明細は明らかにできない」ということです。このご回答によれば、貴社の契約条項第18条1項は、初期費用として充当する費用の内容金額を明らかにしないまま入会金として受領した金額（33,000円）を控除する趣旨の規定であると判断せざるを得ないのであり、当該条項は、その点でも法49条に違反すると考えます。よって、同条項を、法49条2項1号に反しないよう修正することを求めます。

以上